

中山間地域等直接支払交付金

令和 5 年 7 月 20 日

地域環境保全チーム

- ・ 本交付金は、中山間地の農地が対象で、平場との条件不利補正のため、面積に応じた交付金、約 500 協定に対し、約 10 億円を交付。(1 協定あたり約 2 百万円)
- ・ 小坂町、八郎潟町、大潟村を除く 22 市町村で約 1 万 ha が取組。
- ・ 一方で農振農用地を対象とした多面的機能支払交付金は、全 25 市町村で取り組んでおり、約 1 千組織に対し、約 45 億円を交付。(1 組織あたり約 4 百 50 万円)
- ・ 交付金の活動は、農地の草刈り・泥上げのほか、植栽活動、農業用機械の購入等、幅広く活用が可能。
- ・ 交付対象となる活動は、交付金毎に異なるため、別紙の取組事例を参考にしてほしい。
- ・ 県の共通の課題である、高齢化により、活動の終了を検討している組織数は全体の約 1 割に上る。現在、組織の広域化や事務委託のマッチング等を支援し、実施面積の維持に努めている。
- ・ この 2 つの交付金は、農地を維持していくことを主目的としているが、交付対象となる活動が広範囲なことから、市町村等の他部局とともに、さまざまな横展開が可能。
- ・ 地域活性化に向けて関連事業実施の際は、当該組織等の活用もご検討ください。